

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によつて、次の特
定非営利活動法人から定款変更認証申請があつた。

平成二十二年一月二十一日

広島県知事 湯崎英彦

特定非営利活動法人の綱	特定非営利活動法人の代表者名	特定非営利活動法人の所在地	定款に記載された目的	内定款変更の容
	福田抄湖	広島県広島市西区井口三丁目四番一號	この法人は、若者に対する保護・育成・教育に関する事業を、地域や行政と力をあわせて行い、若者が有意義な学生生活や社会生活をすこせるよう支援し、その若者たちと共にまちづくり活動を行つていける。また高齢者及び障害者に対する支援を行つて、介護保険法及び自立支援を基づく事業を実現するノーマラ社会の安全に暮らすこととする。	名称の変更・目的の変更・特定非営利活動の種類の変更・事業の変更・会員種別の変更・附則の追加
				平成二十三年一月七日
				年あ申月つ請日たの